

空き家バンクの利用手順

空き家を提供していただける方（売り手・貸し手）		
1	空き家バンク への登録申込	<p>村内にある空き家を貸したい、売りたいとお考えの所有者で、空き家バンクに登録を希望する場合は下記書類に必要事項を記入し、役場生活安全課に提出してください。</p> <p>◎物件登録の申込に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浦村空き家バンク物件登録申込書（様式第1号） ・美浦村空き家バンク物件登録カード（様式第2号） ・同意書（様式第3号） <p>※契約交渉の仲介を行う業者を公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（宅建協会）の会員業者の中から仲介業者を指定するか、宅建協会に仲介業者の推薦を依頼するかを選択してください。</p> <p>※仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。</p>
2	現地調査	<p>村の担当者及び宅建協会の会員業者が現地確認・調査に伺います。</p>
3	空き家情報の公開	<p>空き家バンクに物件登録後、村のホームページ及び役場生活安全課窓口で空き家情報の提供をします。</p> <p>◎公開する空き家情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号 ・所在地 ・物件の概要 ・売却または賃貸の別及び希望価格 ・外観の写真等
4	物件交渉	<p>登録物件に対し、利用希望の申込があった場合、空き家登録者及び仲介業者に村から連絡をします。その後、仲介業者の仲介により交渉を進めていただきます。</p> <p>※村は仲介及び契約に関するトラブル等については、一切関与いたしません。</p>